

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社カインドワン(以下「甲」という。)と株式会社カインドワンの労働者の代表者(以下「乙」という。)は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### (対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、期間を定めずに雇用される派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種

(1)ソフトウェア技術者における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「情報処理・通信技術者10」とする。

(2)オペレーターにおける比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「事務用機器操作の職業30」とする。

(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)地域調整については、就業地が熊本県内、及び宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」、及び「宮崎」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二)別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:5年

Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合にはその能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第14条~第16条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額は、退職金規定の第3条の定めによるものとする。

3 一般基本給・賞与等の額の6%の額と掛金の額との差額については、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとする

第8条 令和2年4月から退職金共済契約を開始した従業員の令和2年3月以前の勤続年数の取扱いについては、協議して別途定める。

**(賃金の決定に当たっての評価)**

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規定第24条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

**(賃金以外の待遇)**

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第1条から第37条までの規定を準用する。

**(教育訓練)**

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員のキャリア形成マニュアル」に従って、着実に実施する。

**(その他)**

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

**(有効期間)**

第13条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

令和3年 3月19日

甲 代表取締役 吉田 美和子 印

労働者の代表者の選出方法( 挙手 ) 乙 労働者の代表者 中川 文子 印

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

別表1

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値 0年
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
10情報処理・通信技術者	1,310	1,530	1,643	1,696	1,792	2,062	2,578	1,797
101システムコンサルタント	1,301	1,520	1,631	1,685	1,780	2,048	2,560	1,832
102システム設計技術者	1,343	1,569	1,684	1,739	1,837	2,114	2,643	1,863
103プロジェクトマネージャー	1,612	1,883	2,021	2,088	2,205	2,537	3,172	2,138
104ソフトウェア開発技術者	1,308	1,528	1,640	1,694	1,789	2,059	2,574	1,802
105システム運用管理者	1,255	1,466	1,574	1,625	1,717	1,975	2,470	1,674
106通信ネットワーク技術者	1,286	1,502	1,613	1,665	1,759	2,024	2,531	1,762
109その他の情報処理技術者等	1,260	1,472	1,580	1,632	1,724	1,983	2,480	1,652

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値 0年
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
31事務用機器操作の職業	1,067	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100	1,282
311パソコン操作員	1,085	1,267	1,361	1,405	1,484	1,708	2,135	1,346
312データ入力係員	1,040	1,215	1,304	1,347	1,423	1,637	2,047	1,222
313コンピュータ操作員	1,133	1,323	1,421	1,467	1,550	1,783	2,230	1,333
319その他の事務用機器操作	1,071	1,251	1,343	1,387	1,465	1,686	2,108	1,254

## 令和元年度職業安定業務統計による地域指数

地域指数は、勤務地に基づき下記を用いる。

別表2

熊本		87.6	←熊本県に勤務する者
4301	熊本計	90.7	
4302	八代計	86.0	
4303	菊池計	86.1	
4304	玉名計	85.6	
4306	天草計	80.5	
4307	球磨計	80.6	
4308	阿蘇計	81.9	
4310	水俣計	79.3	

宮崎		84.9	←宮崎県に勤務する者
4501		87.0	
4502		83.0	
4503		84.7	
4504		84.6	
4505		79.1	
4506		83.0	
4507		82.9	

◇賃金テーブルは下記の通り。

別表3-1(熊本)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,589	263	1,852
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,381	229	1,610
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	1,010	167	1,177
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,548	256	1,804
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,345	223	1,568
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	983	163	1,146
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,485	246	1,731
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,291	214	1,505
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	944	156	1,100
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,491	247	1,738
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,296	215	1,511
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	947	157	1,104
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,284	213	1,497
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,115	185	1,300
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	816	135	951
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,231	204	1,435
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,070	177	1,247
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	782	130	912
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,340	222	1,562
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,165	193	1,358
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	852	141	993
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,267	210	1,477
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,102	182	1,284
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	806	133	939

比較対象となる平均値		
基準	地域指数	基準×地域指数
2114	0.876	1852
1837	0.876	1610
1343	0.876	1177
2059	0.876	1804
1789	0.876	1568
1308	0.876	1146
1975	0.876	1731
1717	0.876	1505
1255	0.876	1100
1983	0.876	1738
1724	0.876	1511
1260	0.876	1104
1708	0.876	1497
1484	0.876	1300
1085	0.876	951
1637	0.876	1435
1423	0.876	1247
1040	0.876	912
1783	0.876	1562
1550	0.876	1358
1133	0.876	993
1686	0.876	1477
1465	0.876	1284
1071	0.876	939

≧

別表3-2(宮崎)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計	比較対象となる平均値		
							基準	地域指数	基準×地域指数
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,540	255	1,795	2114	0.849	1795
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,338	222	1,560	1837	0.849	1560
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	979	162	1,141	1343	0.849	1141
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,501	248	1,749	2059	0.849	1749
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,303	216	1,519	1789	0.849	1519
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	953	158	1,111	1308	0.849	1111
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,439	238	1,677	1975	0.849	1677
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,251	207	1,458	1717	0.849	1458
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	915	151	1,066	1255	0.849	1066
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,445	239	1,684	1983	0.849	1684
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,256	208	1,464	1724	0.849	1464
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	918	152	1,070	1260	0.849	1070
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,245	206	1,451	1708	0.849	1451
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,081	179	1,260	1484	0.849	1260
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	791	131	922	1085	0.849	922
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,193	197	1,390	1637	0.849	1390
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,037	172	1,209	1423	0.849	1209
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	758	125	883	1040	0.849	883
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,299	215	1,514	1783	0.849	1514
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,129	187	1,316	1550	0.849	1316
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	825	137	962	1133	0.849	962
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,229	203	1,432	1686	0.849	1432
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,067	177	1,244	1465	0.849	1244
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	781	129	910	1071	0.849	910

≧

### 令和3年度定期昇給

0.5%の昇給を実施する。

令和3年4月から(5月支給分)実施。

### 令和3年度賞与

令和2年度実績:年間倍率 0.93倍 × 2回 = 1.86倍



令和3年度予定:年間倍率 0.94倍 × 2回 = 1.88倍